

平成28年1月以降に 雇用継続給付の申請を行う場合の留意点

1. 事業主が本人に代わって雇用継続給付の申請を行う場合

- (1) 事業主を通じて雇用継続給付の申請にあたって、個人番号を提出する場合、**事業主は「代理人」となります**ので、番号法施行令第12条に基づく代理人として、ハローワークにおいて①代理権、②代理人の身元、③本人の個人番号の確認を行います。個人番号の記載が必要な雇用継続給付の申請書は以下のとおりです（2. の社会保険労務士が代行する場合も同じです）。
- 高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書*
 - 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書*
 - 介護休業給付金支給申請書*
- ※ これらの受給資格確認と初回の支給申請を別に行う場合、平成28年1月1日以降、受給資格の確認を行う場合にのみ、個人番号を記載すればよく、その後初回の支給申請を行う場合に再度個人番号を記載する必要はありません。
- (2) 代理人としての確認は以下のとおり行うこととなりますのでご協力をお願いします。
- ① **代理権の確認**
- ア 平成28年1月以降に初めて雇用継続給付の代理申請を行う事業主の方
以下の(7)又は(イ)の書類をご提出ください。
(7) 事業主が本人に代わり雇用継続給付の申請を行うことについて締結した労使協定の写し（※1）
(イ) 委任状（※2）
※1 平成28年1月以降初めての雇用継続給付の申請の際に提出すれば、以降の提出は不要です。
※2 申請書に個人番号の提供について本人から事業主に委任する旨自署してあり、本人及び事業主の名前、住所及び押印があれば委任状を別途提出する必要はありません。
- イ 平成28年1月前にすでに雇用継続給付の代理申請を行ったことのある事業主の方
「個人番号についても協定に基づき届け出る」旨の確認書（※）を記載の上、ご提出ください。
※ 平成28年1月以降初めての雇用継続給付の申請の際に提出すれば、以降の提出は不要です。
- ② **代理人の身元確認**
提出者の社員証又その写し等の提示をお願いします。
- ③ **番号確認**
従業員の個人番号カードの写し、通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写しを添付してください。

2. 社会保険労務士が本人又は事業主に代わって雇用継続給付の申請を行う場合

- (1) 社会保険労務士が、本人の委任を受けて雇用継続給付の申請を行うこととなった事業主に代わり、雇用継続給付の申請を行う際に、個人番号を提出する場合、**社会保険労務士も「代理人」となります**ので、番号法施行令第12条に基づく代理人として、ハローワークにおいて①代理権、②代理人の身元、③本人の個人番号の確認を行います。
- (2) 社会保険労務士が代理人となる場合の確認は以下のとおり行うこととなりますのでご協力をお願いします。
- ① **代理権の確認**
- 【事業主の代理人となる場合】
以下のア及びイの書類をご提出ください。
ア 事業主から社会保険労務士に対し、雇用継続給付の申請を委任する旨の委任状（社会保険労務士の名称を冠した署名、押印又は定型印による記名、押印が申請書にあれば、委任状を別途提出する必要はありません。）
イ 上記1.（2）①で確認することとなっている書類。
- 【本人の代理人となる場合】
委任状（※）
※ 申請書に個人番号の提供について本人から社会保険労務士に委任する旨自署してあり、本人の名前、住所及び押印並びに社会保険労務士の名称を冠した署名、押印又は定型印による記名、押印があれば委任状を別途提出する必要はありません。
- ② **代理人の身元確認**
社会保険労務士証書又は社会保険労務士会会員証の提示をお願いします。
- ③ **番号確認**
従業員の個人番号カードの写し、通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写しを添付してください。

3. 雇用継続給付の申請を電子申請で行う場合

- 電子申請で行う場合であっても、**個人番号の確認等の書類は省略できません**。従って、事業主の場合は上記1.（2）①、③の書類が、社会保険労務士の場合は、2.（2）①、③の書類が必要となります。
- ただし、事業主が、本人から提出された「記載内容に関する確認書・提出代行に関する同意書」を添付した場合は1.（2）①の書類を省略できます。
- 社会保険労務士が、事業主から提出された「提出代行に関する証明書」を添付した場合は、2.（2）①の書類を省略することができます。

※ 雇用保険の給付を受ける方は、番号法と雇用保険法に基づき、雇用保険手続の際に、個人番号を届け出ることが義務づけられていますが、個人番号の記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありません。その場合は、後日個人番号の届け出と確認資料をご提出ください。